

事 務 連 絡

平成23年5月19日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局

建 設 業 課

建設市場整備課

東日本大震災による災害廃棄物の撤去等に係る
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るため、公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところです。

今般、東日本大震災の被災地域において災害廃棄物の撤去等に従事する建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、建設企業が有する災害廃棄物の撤去等に係る債権を担保として、当分の間、下記のとおり、本制度による融資を受けることができることとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところです。

つきましては、貴団体におかれても、本制度の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導、周知をお願いします。